

茨城大学農学部早期卒業に関する規程の一部改正について

1 改正理由

学部改組に伴い、学科を改編して学科名称を変更するため、必要な改正を行うとともに、それに伴う条文整備を行うものである。

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城大学農学部（以下「農学部」という。）における茨城大学学則（昭和42年 9月21日制定）第41条第 2項及び茨城大学農学部規程（昭和48年 3月 1日制定）第11条第 2項に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、4年次前期終了時とする。

(早期卒業の登録)

第3条 早期卒業を希望する者は、2年次後期末に早期卒業登録申請書（様式 1）を所属する学科長を経て農学部長に提出し、早期卒業の登録承認を得るものとする。

(早期卒業の登録要件)

第4条 早期卒業の登録を希望する者は、別表に掲げる要件を満たさなければならない。

(早期卒業の登録取止め)

第5条 第 3条の規定により早期卒業の登録を承認された者（以下「早期卒業登録者」という。）が、前条の要件を満たしているにもかかわらず、その登録を取りやめる場合は、早期卒業登録取止届（様式 2）を所属する学科長を経て農学部長に届け出るものとする。

(履修登録の上限)

第6条 早期卒業登録者は、各学期における履修登録単位数の制限を適用しないことができる。

(卒業論文等)

第7条 早期卒業登録者のうち農学部長の承認を得た者は、3年次後期から特別に卒業論文等を履修することができるものとする。

(早期卒業の認定)

第8条 早期卒業登録者のうち早期卒業の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 学科の卒業要件を満たしていること。
- (2) 通算のGPAが3.5以上であること。
- (3) 卒業論文の成績評価が「A+」であること。

2 早期卒業に関する認定は、農学部教務委員会の議を経て、農学部教育会議の審議によって行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、早期卒業の認定に関し必要な事項は、農学部において別に定める。

別表（第4条関係）

学 科	要 件
<p>食生命科学科</p> <p>地域総合農学科 (地域共生コース)</p>	<p>2年次後期終了時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 卒業に必要な修得単位数の合計が90単位以上であること。 2 通算のGPAが3.5以上であること。 3 履修した必修科目の成績評価が「C」以上であること。 <p>3年次後期終了時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 卒業に必要な単位をすべて修得していること（「卒業論文」、「ゼミナール」を除く）。 2 通算のGPAが3.5以上であること。

年 月 日

農 学 部 長 殿

申 請 者
所属学科
学生番号
氏 名

印

下記のとおり早期卒業の登録をしたいので、申請します。

記

1 修得単位・G P A 2年次後学期終了時 計 _____ 単位 G P A _____
2 修得予定単位 3年次 基盤教育科目 _____ 単位 専門科目 _____ 単位 計 _____ 単位
3 早期卒業を希望する理由
4 所属学科長の承認 上記の者は、早期卒業の登録申請者として適格であると判断します。 学科長名 _____ 印 _____

早期卒業登録取止届

年 月 日

農 学 部 長 殿

申 請 者
所属学科
学生番号
氏 名

印

下記理由により、早期卒業の登録を取止めたいので、届出します。

記

1 早期卒業の登録を取り止める理由

2 所属学科長の承認

早期卒業の登録取止めを承認します。

学科長名

印

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年度第1学年入学者から適用し、平成28年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。